

くらしの情報あれこれ



●電気・ガスの契約トラブルに注意しましょう！

[相談例]

事業者がアパートに訪問してきて、「管理会社から委託を受けた」と電力の切り替えを勧められた。アパート全体の契約が変わると説明されたため切り替えを了承し、供給地点番号などの必要な情報を伝えた。

その後、管理会社に問い合わせたところ、「委託したことはない」との返答があり、事業者の説明が事実ではなかったことが判明したため、解約したい。

[アドバイス]

- 勧誘を受けた際は、事業者名を確認し、料金プランなどの説明を十分に受けた上で、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう。
- その場ですぐに契約せず、アパートの管理会社や賃貸人に確認することも重要です。
- 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。

相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30 (電話相談は9:00～17:30)

※ (祝) (休)、CiC休館日は除く。